

御意見及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
酒類の特性に関する御意見	<p>・「高い山々に囲まれていることにより米の育成時期に台風や降雨の影響も少なく、冷涼な気候も相まって病虫害の発生が少ない傾向にあり、米の栽培に係る農薬の使用も抑制することができる。」をもっと踏み込んで、「無農薬で」とすれば、さらに魅力が増すと考えられます。</p>	<p>・ 地理的表示の名称や産地の範囲、酒類の特性については、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。</p>
	<p>・ 以下、意見を行う。</p> <p>＞第4 生産基準</p> <p>＞1 酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項</p> <p>＞(1) 酒類の特性について</p> <p>＞濃厚な味わい</p> <p>長野の酒が濃厚、というのは少々違和感があるのであるが（長野といえは美山錦が多く使われる所であり、淡麗寄りのものである事が多いように思われるので）、長野の酒に多いもののイメージにマッチしないような気がするので、ここの部分の記述についてあまり賛成が行えない。</p> <p>（酒についての「濃厚」の記述について、基本として他も同）</p> <p>意見は以上である。</p>	